県立病院看護職員被服のリース化に関するマーケットサウンディング実施要領

１　目的

新潟県立病院では、看護職員被服の調達（以下「本調達」という。）にあたり、リース方式の導入を検討している。

本調達の実施に向けて、被服業者、洗濯業者及びリース業者等（以下「事業者」という。）との意見交換（以下「マーケットサウンディング」という。）を実施し、事業者の参入可能性や実施上の課題を把握することで、公募条件及び仕様の検討に資するとともに、事業者の参入意欲の向上を図ることを目的とする。

２　調達の構想案

(1) 調達の背景

県立病院の看護職員の被服については、機能性及びデザイン性に優れたスクラブタイプへの変更を求める声が看護現場から挙がっている。このため、被服を全着一括で更新することにより、職員のモチベーション向上及び働きやすい職場環境の整備を図るとともに、県立病院のイメージ向上につなげるものである。

(2) 対象病院

新潟県立 10 病院（診療所含む）

名称	所在市町村	看護職員数（人）
妙高病院	妙高市	40
中央病院	上越市	547
柿崎病院	上越市	39
十日町病院	十日町市	198
精神医療センター	長岡市	121
津川病院	阿賀町	41
がんセンター新潟病院	新潟市	354
新発田病院	新発田市	549
坂町病院	村上市	87
まつだい診療センター	十日町市	6
合計		1,982

※令和８年 10 月１日時点

(3) 被服仕様

種　類　男女兼用スクラブ（上着＋ズボン）

色合い　日勤：バーガンディ、夜勤：ネイビー　※既製品、特注品は問わない

(4) 調達する被服の枚数

職員一人あたり　上着：５枚（日勤用３枚、夜勤用２枚)、ズボン：５枚

(5) 契約内容

リース契約（洗濯付き）、週２回集配

上記(4)の職員一人あたり枚数を基に、病院単位でサイズ別貸与による共用運用

(6) リース期間

令和９年 10 月１日導入、令和 14 年９月 30 日までの５年間のリース契約

(7) 事業者の選定方法

業務一括（被服調達＋リース＋洗濯）での公募型プロポーザル方式

ア　提案項目

- 被服の機能性・デザイン性（複数メーカーの提案を求める）
- 洗濯・回収・納品体制
- 見積価格（※上限額は、公募時に県から提示する。）

イ　提案・審査時期

- 令和９年２月　公募
- 令和９年３月　提案書提出の締め切り
- 令和９年３月　審査会（最優秀提案者の決定）

※最優秀提案者決定後、提案された複数メーカーの被服について病院看護部で試着等を実施し、その中から採用する被服を決定する。採用する被服は、提案時に提示された製品に限る。

(8) 契約範囲

Ａ案　県立 10 病院一括　※看護職員数 1,982 人

Ｂ案　２グループに分割

（上中越：妙高、中央、柿崎、十日町、精神、まつだい）※看護職員数 951 人

（下越　：津川、がん、新発田、坂町）※看護職員数 1,031 人

３　マーケットサウンディングのスケジュール

項目	日程
公告及び実施要領の配布 （新潟県ホームページに掲載）	令和８年 11 月 18 日（水）から
参加申込書の提出	令和８年 12 月　２日（水）まで
ヒアリング日程の案内通知	令和８年 12 月　４日（金）頃
ヒアリング項目に関する意見書の提出 （提出は任意とする）	令和８年 12 月 10 日（木）まで
ヒアリングの実施	令和８年 12 月 14 日（月）から 令和８年 12 月 15 日（火）までの予定

４　担当部署（本件に関する問い合わせ先）

〒950-8570
新潟県新潟市中央区新光町４番地１
新潟県病院局業務課業務管理係
電話番号　025-280-5557
電子メールアドレス　ngt400020@pref.niigata.lg.jp

５　ヒアリングへの参加要件

ヒアリングへの参加要件は、次のとおりとする。

なお、ヒアリング参加者に対して、本調達に係る公募への参加を義務付けることはない。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。

(3) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 新潟県暴力団排除条例（平成 23 年新潟県条例第 23 号）第２条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(5) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあっては、当該県税の未納がないこと。

６　実施要領等の配布

(1) 配布日時

令和８年 11 月 18 日（水）から

(2) 配布場所

新潟県ホームページからダウンロードすること。

https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/byoingyomu/2026hifuku-sounding.html

７　参加申込書の提出方法等

(1) 提出書類

ア　参加申込書（様式１）

(2) 提出先

「４　担当部署」の電子メールアドレス

(3) 提出方法

上記(2)へ電子メールにより提出すること。なお、電子メール以外での提出は受け付けないので留意すること。

※１　件名は「県立病院看護職員被服のリース化に関するマーケットサウンディング参加申込書（事業者名）」とすること。

※２　提出後、別途電話により参加申込書等を提出した旨の連絡を「４　担当部署」に行うこと。

※３　セキュリティ対策により、URL が記載されたメールは受信できない場合があるので、留意すること。

(4) 受付期間

令和８年 11 月 18 日（水）から令和８年 12 月２日（水）17 時まで

(5) 提出データ形式

PDF データ

８　ヒアリング項目に関する意見書の提出方法等

ヒアリング項目に関する意見書の提出は任意とする。なお、ヒアリング項目に関する意見書を提出しない場合であっても、ヒアリングへの参加は可能である。

(1) 提出書類

ヒアリング項目に関する意見書（様式２）

(2) 作成要領

ヒアリング項目に関する意見書の作成要領は、様式２に示すとおりとする。

(3) 提出先

「４　担当部署」の電子メールアドレス

(4) 提出方法

上記(3)へ電子メールにより提出すること。なお、電子メール以外での提出は受け付けないので留意すること。

※１　件名は「県立病院看護職員被服のリース化に関するマーケットサウンディング意見書（事業者名)」とすること。

※２　提出後、別途電話により参加申込書等を提出した旨の連絡を「４　担当部署」に行うこと。

※３　セキュリティ対策により、URL が記載されたメールは受信できない場合があるので、留意すること。

(5) 受付期間

令和８年 11 月 18 日（水）から令和８年 12 月 10 日（木）17 時まで

９　ヒアリングの進め方等

(1) 実施日時及び場所（予定）

ヒアリングは、令和８年 12 月 14 日（月）から令和８年 12 月 15 日（火）の間に行う予定。ヒアリング参加事業者へは、参加資格を有している旨の通知を行った後に、実施日時及び場所の詳細について、令和８年 12 月４日（金）頃を目途に電子メールにて通知する。

なお、場所については新潟県庁内を想定しているが、Zoom を使用した Web 会議も併用する。Web 参加を希望した場合はミーティングアドレス等を併せて通知する。

(2) 所要時間

１事業者あたり１時間 30 分程度

(3) 出席人数

出席人数は、１事業者あたり５人程度までとする。

(4) 提出書類

補足資料：５部（必要な場合のみ。様式は任意とする。）

(5) ヒアリング項目

主に以下の項目・内容について、ヒアリングを行う。

項目		内容
Ⅰ．被服仕様及び日常運用体制		
項目１	被服仕様及び同等品基準の設定	現場が求める機能性（ストレッチ性、透け防止等）及び快適性を確保しつつ、特定メーカーへの偏りを防ぎ競争性・参入可能性を確保するため、仕様書に記載すべき素材・機能要件や規格の設定方法（標準規格・基準品番の指定方法、同等品判断基準、許容範囲等）について、貴社の見解や望ましい設定方法について意見を伺う。
項目２	日常運用・集配・品質管理及び衛生管理体制	洗濯物の集配頻度、集配から納品までの標準所要日数、緊急時の追加配送・サイズ変更対応体制、並びに感染症対応（汚染被服の分別・専用回収・消毒洗濯体制）について、貴社の標準的な運用基準や制約事項について意見を伺う。
項目３	院内動線及び納品場所（受け渡しポイント）の条件明示	各病院における納品・集配の院内動線及び納品場所について、公募段階でどの程度まで決定・明示しておくべきか、積算及び業務計画策定の観点から意見を伺う。
Ⅱ．スケジュール及び価格形成・契約期間		
項目４	事業者選定後から本格運用開始までの準備期間・工程	(1) ３月下旬に最優秀提案者を選定し、４月中旬に看護部による採用被服の決定を行った場合、10 月１日からの本格運用開始が可能か（スケジュールの妥当性について）意見を伺う。 (2) 被服決定から運用開始に至る各工程（被服発注・製造調達、サイズ合わせ・採寸、初期納品、仕分け・回収体制構築、運用説明会等）における標準的な所要日数及び全体の納期を左右する主要工程について意見を伺う。
項目５	適切な契約期間の設定	初期被服購入費の償却期間、更新サイクル（耐用年数）、物価・人件費・エネルギーコストの変動リスク、及び事業採算性の観点から、最も適切と考える契約期間（例：３年、５年、７年等）及びその理由について意見を伺う。
項目６	価格形成要因及び見積上の留意点	被服調達費、リース料、定期洗濯費、集配物流費、補修・補充・サイズ変更対応費等の構成要素のうち、価格形成・見積額に特に大きく影響を与える仕様要件（洗濯頻度、予備在庫率、損

		耗補償条件、紛失時負担等）や、昨今の原材料費・物流費・エネルギーコスト高騰を踏まえた価格設定（スライド条項の要否等）の留意点について意見を伺う。
Ⅲ．プロポーザル公募・審査手続き		
項目７	企画提案書作成に必要な準備期間	プロポーザル実施要領及び仕様書の公表（公募開始）から企画提案書の提出締切までに必要とされる標準的な準備期間について意見を伺う。
項目８	提案デザイン数及びサンプル提供条件	(1) 公募時において、県が提示する予算上限額の範囲内で、１事業者あたり複数メーカーのデザイン・品番の提案を求めることの実現可能性について意見を伺う。 (2) 上記提案時における、審査用及び現場選定用サンプルの提供可能着数（サイズ展開含む）並びに貸出可能期間について意見を伺う。
項目９	プロポーザルの審査項目及び評価配分（配点バランス）	被服のデザイン性・機能性の提案内容（企画提案力）と、リース・洗濯・物流の安定的な業務遂行能力（実施体制、設備・工場能力、実績、価格）との適切な評価配分について、事業者の視点から望ましい設定や審査項目案について意見を伺う。
Ⅳ．受託体制及び参入可能性		
項目 10	受託可能な対象病院の範囲及び受託実績	提示する対象病院の組み合わせ（「Ａ・Ｂ案」等の分割案または一括案）について、受託可能な範囲、受託が困難となる範囲及びその理由について意見を伺う。また、類似規模・複数拠点における同種業務（病院・医療機関向け被服リース・洗濯業務）の受託実績があれば伺う。
項目 11	地元事業者及び既存契約事業者との連携・活用	洗濯業務や集配業務における運搬効率化及び工場配置（処理能力）の観点から、新潟県内の地元事業者又は各病院の既存契約事業者との連携・下請活用の可能性、並びにその際の課題や条件について意見を伺う。
項目 12	参入促進に向けた契約・参加条件の緩和・配慮事項	上記の仕様・運用・公募手続き等を踏まえ、上記項目以外において、事業者が本調達へ参入しやすくなるために県側で配慮すべき契約条件、参加資格要件（実績要件、財務基準等）、受託範囲の設定、その他必要な条件・要望について意見を伺う。
Ⅴ．本調達への参加意欲		

項目 13	本調達への参加意欲及び想定する参加形態	これまでの業務内容・仕様、スケジュール、公募・契約条件等を踏まえ、本調達への参加意欲について伺う。また、参加にあたって想定される形態（単独企業による参加、複数社による共同提案・ＪＶ、主契約＋協力会社・下請体制等）について意見を伺う。

(6) 実施方法

参加者及び内容共に非公開とし、以下のアからウの流れに沿って進めるものとする。

ア　本マーケットサウンディングの概要説明

イ　参加者からの意見聴取

参加者は上記(5)に沿って、意見等を説明するものとする。説明資料の準備は不要だが、補足資料が必要と考える場合には、上記(4)のとおり用意の上、ヒアリング当日に持参もしくはWeb参加の場合は「８(1)」の書類提出時に補足資料のデータを併せて提出すること。

ウ　担当部署及び参加者による意見交換

10　留意事項

(1) 参加に関する取り扱い及び費用

ア　ヒアリング参加者に対して、本調達に係る公募への参加を義務付けるものではない。

イ　ヒアリングへの参加実績は、今後予定している本調達に係る事業者選定において、評価の対象とはならない。

ウ　参加申込書やヒアリング項目に関する意見書の作成及び提出、並びにヒアリングへの参加に要する一切の費用は、全て参加者の負担とする。

エ　ヒアリングでの意見については、本調達に係る事業者選定の公募条件を検討する際の参考とするが、必ずしも条件に反映されるものではない。

(2) ヒアリング実施結果の公表

ア　ヒアリングの実施結果の概要については、県のホームページで公表する。

イ　公表にあたっては、事業者のノウハウ等を保護するため、事前にヒアリング参加者に内容を確認したうえで、公表する。なお、ヒアリング参加者の名称は非公表とする。

(3) ヒアリングの取り扱いについて

ア　率直な意見の交換が損なわれるおそれがあることから、ヒアリングは非公開で行うものとする。

イ　ヒアリング内容を正確に記録するため、「４　担当部署」が録音を行うものとする。